

2025.6
夏

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

第13回医療勤務環境セミナー 開催

令和7年2月19日（2025年）、ホテルメルパルク広島およびオンラインにて「第13回医療勤務環境セミナー」（主催 広島県、共催 広島労働局）を開催し、県内の医療機関など約40施設から80名以上、うち11名は会場にて参加されました。

まず、広島県健康福祉局医療介護基盤課加川伸課長より冒頭あいさつを行いました。

特別講演では、社会医療法人石川記念会HITO病院の園田幸生副院長より「病院総合医協働による看護師特定行為の実践」と題して、病院総合医の必要性やメリットまた特定行為看護師の育成や協働事例についてご講演がありました。（以下、参照）

続く講演&ワーキンググループ（以下、WG）では、医業経営アドバイザーより、勤務環境を整えるために出来るだけ負担を抑えて勤務環境をチェックすることの重要性を紹介した後、会場のみでコミュニケーションしながら課題を掘り起こすWGを実施しました。



ご講演される園田幸生先生

医師高齢化と病院マネジメントを 同時に解決する『病院総合医』

少子高齢化が問題となっている日本ですが、実は医師も高齢化が問題となってきています。高齢化により入院患者は手術などの治療だけでなく、慢性疾患など様々なケアが必要な方が多くなっています。そのため、病棟では専門領域の治療だけでなく、ケアの分かる医師の必要性が高まっています。

一方、70年代に新設された医学部に入学した医師が定年を迎えるような年になっており、このシニア医師が活躍できる体制にどのようにしていくか、今後重要な課題となってきています。日本病院会では制度を創設し、2017年頃から総合的診療やチーム医療、地域医療にも貢献できる日本病院会認定病院総合医を育てています。私は、病院総合医は総合診療医とは少し異なり、『診療』だけでなく『医療』を包括的にマネジメントできる医師だと考えています。（右図）

病院総合医 ≡ 総合診療医

※私個人の見解です

『総合診療』をマネジメントする医師

- ・ 医療安全管理
- ・ 病棟マネジメント・チーム医療推進
- ・ 高齢者医療・地域医療・健康管理
- ・ 医療職員の働き方改革（働きがい・働きやすさ）
- ・ 病院経営・運営（SDGs）
- ・ 医療・介護・生活における安心の街づくり
- ・ スタッフ教育（特定看護師研修・指導を含む）

『診療』だけでなく、『医療』を包括的にマネジメント

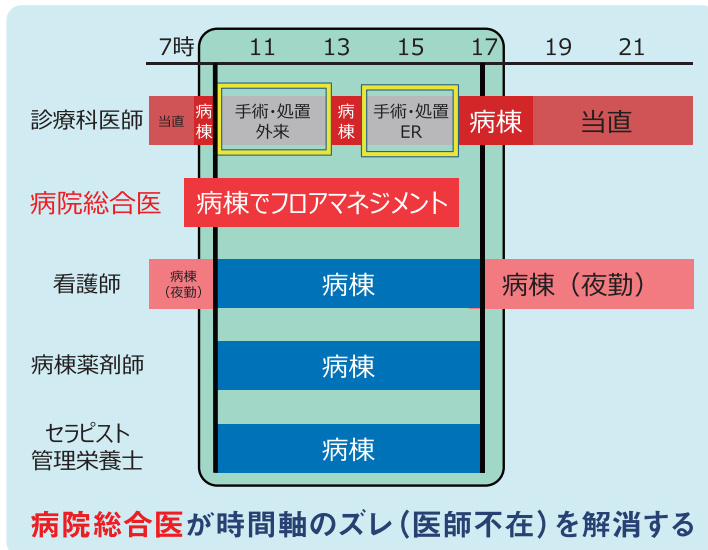
HITO病院

病棟常駐の病院総合医により必要な診療を遅滞なく実施

朝、病棟でわかっていても、医師の診療が必要であるため指示が遅延し患者さんの状態が悪くなったり、医療スタッフが残業して実施する場合が少なくありません。背景には、病棟スタッフから救急や手術、外来で忙しい医師に指示を依頼することが難しい状況があるのです。

指示することが難しい主治医に代わり、病棟に常駐する病院総合医が必要な診療や指示を遅滞なく実施することにより患者さんの医療の質が向上し、医療スタッフはその指示により勤務時間内にケアを実施することができるので、医療スタッフの残業やストレスも低減することができます。

また、HITO病院ではPHSからiPhoneに変え、グループLINEで情報共有できるようにしています。1対多のコミュニケーションにより、必要に応じて病院総合医が対応し患者さんのケアが遅滞なく進んでいきます。病院総合医は、働き方改革にも適しており、今後さらに重要となっていくと考えられます。



在宅のカテーテル交換など特定行為看護師がタイムリーに

HITO病院では2022年から特定行為看護師を育成しており、今年度の6名を含めてこれまでに13名育成しています。医師と看護師では、カテーテル交換などの同じケアを実施する際にも思いが異なります。看護師は自身で器具などの準備から実施するのでもれがなく、丁寧に声かけしながら実施するためケアの質が高くなります。また、医師よりも時間確保の自由度が高いため、前後のケアも考えつつ処置の時間を設定できることも重要な点です。医師からの手順書が発行されていれば、患者さんに合わせてタイムリーにケアを実施することができるのです。

今後、看護師による特定行為も増えてくると考えられる在宅を含めた地域医療や病院のマネジメントを誰がするのか、大きな問題です。臨床の現場からマネジメントをリードしていくことが望ましく、その中心に病院総合医や特定行為看護師がなっていくのではないかと考えています。

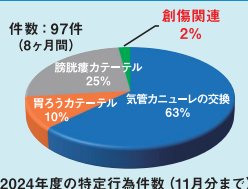
訪問看護師としての働き方の変化

特定行為研修受講前

- ▶ カテーテルの閉塞等があれば、受診を調整し対応していた
- ▶ 利用者の状態変化があった際には、状態報告のみを実施し、主治医からの指示を待っていた

特定行為研修修了後

- ▶ 主治医から手順書が発行されている利用者であれば、タイムリーに交換を実施できる
- ▶ 状態変化があった際に、全身状態・病態面・生活面など、特定看護師としてのアセスメントを含めて報告を実施し、主治医と共に検討を行える
- ▶ 利用者の状態について、訪問看護職員に対して、指導的に関わりアセスメント能力向上に繋げられる



お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医療介護基盤課内
TEL:082-513-3056 受付時間: (平日)9時～17時
(土日祝日、年末年始を除く)